

甲病管第4号
令和6年6月5日

次の通り、プロポーザルを行うので公告する。

公立甲賀病院
院長 辻川 知之

記

公立甲賀病院医療情報システム更新支援業務委託業者選定プロポーザル実施要綱

・趣旨

この要綱は、令和6年6月5日より実施する医療情報システム更新支援業務における事業者選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

・契約期間

この選定における委託契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(提出書類)

第1条 本事業に参加しようとする事業者は、別添1「公立甲賀病院医療情報システム更新支援業務に係る事業者選定条件」に基づき、公立甲賀病院医療情報システム更新支援業務委託業者選定プロポーザル参加資格確認申請書（委託契約書の写し、営業所等調書、配置予定者の業務に関する経歴書及び資格証の写し、別紙第1号・3号・4号・5号様式及び本要綱第3条（1）、（2））を以下の通り提出すること。尚、提出書類は原則A4サイズの用紙を使用すること。

(1) 提出期限：令和6年6月19日（水）17時迄

(2) 提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

公立甲賀病院 管財課 担当：長瀬、太田

(3) 提出方法

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時～17時迄とする。

② 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で令和6年6月19日（水）17時迄に必着する事。

(4) 提出書類に関する質疑

下記の要領で提出書類に関する質疑・回答を行う

- ① 質疑受付期間 令和6年6月5日(水)～11日(火) 17時迄
- ② 提出方法: 質問書(別紙第2号様式)に質問を記入のうえ、公立甲賀病院管財課へE-Mail(使用ソフト:マイクロソフト社ワード(Windows版 office2007以降)及びPDF形式)により提出すること。
E-Mail: kh28@kohka-hp.or.jp (受信専用)
- ③ 質疑に対する回答
公立甲賀病院のホームページ上のお知らせ欄で令和6年6月12日(水)に回答する。

(業務実績)

第2条 事業者において業務実績を有する場合、関連業務実績表(別紙第3号様式)に記載すること。なお、実績内容は、直近3年間における300床以上の電子カルテシステムをはじめとする医療情報システム更新支援業務病院委託事例とし、委託契約書の写しを提出すること。(最大6契約まで記入)

(その他)

第3条 事業者は次の書類を提出すること。尚(1)、(2)の書類は令和6年4月1日以降に発行されたものであること。

- (1) 事業所の登記簿謄本(商業登記簿謄本等)
- (2) 納期限の到来した国税、地方税を納付していることが確認可能な書類

(資格認定結果通知)

第4条 第1条に定めた書類を期限内に提出した事業者に対し令和6年6月20日(木)に文書(郵送)により本事業に関する資格認定結果通知を行う。

(現地見学会)

第5条 本事業の参加資格があると認められた事業者に対し現地見学会を実施する。

尚、現地見学会では質問は受け付けない。

日時 : 令和6年6月24日(月) 30分程度

※ 時間は本事業の参加資格があると認められた事業者に対し、別途通知する。

集合場所 : 公立甲賀病院 玄関前 (水口町松尾1256番地)

* 車利用の場合は、南側駐車場(一般来院者用)を利用。

* 現地見学会参加は希望者のみとするため、不要な場合は担当まで連絡すること。

公立甲賀病院 管財課 担当：長瀬、太田

電話番号：0748-62-0234（代表）

E-Mail：kh28@kohka-hp.or.jp（受信専用）

（質問、回答の実施）

第6条 本事業の参加資格があると認められた事業者に対し、本事業に関する質問、回答を次の要領で実施する。

（1）質問書の提出

① 提出期限：令和6年7月1日（月）17時迄

② 提出場所：公立甲賀病院 管財課担当 長瀬、太田

E-Mail：kh28@kohka-hp.or.jp（受信専用）

③ 提出方法：質問書（別紙第2号様式）に質問を記入のうえ、公立甲賀病院管財課へE-Mail（使用ソフト：マイクロソフト社ワード（Windows版 office2007以降）及びPDF形式）により提出すること。

（2）質問書の回答

公立甲賀病院のホームページ上で令和6年7月4日（木）に回答する。

（業務実施）

第7条 本事業の参加資格があると認められた事業者は、業務実施に関する内容として、次に掲げる事項について検討した上で、資料作成を行うこと。

（1）医療情報システム更新支援業務仕様書及び別添3（1）～（3）「提案書様式」に記載された内容に基づき提案書として提示すること。

（2）別添4「公立甲賀病院医療情報システム更新支援業務事業者選定方法」及び別添2医療情報システム更新支援業務仕様書等の内容を踏まえ、事業の業務内容に応じた費用を見積書（自由形式）とし、提案書と分けて提出すること。また、各業務の見積額の算定基礎となる担当別人員数および想定勤務表を添付すること。

（3）提案書および見積書等は、次により提出すること。提出形式は印刷文書及びCD-Rによること。（使用ソフト：マイクロソフト社ワード（Windows版 office2007以降））

① 提出期限：令和6年7月11日（木）12時迄

② 提出場所：〒528-0074

滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地

公立甲賀病院 管財課

担当 長瀬、太田

③ 提出部数：提案書（見積書等を含む） 正本1部 複本10部 CD-R 1枚
用紙は縦A4サイズとする。

④ 提出方法：

1) 持参の場合

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く 9時～17時迄(但し7月11日は12時間で)とする。

2) 郵送の場合

速達の簡易書留郵便で令和6年7月11日(木)12時迄に必着する事。

(プレゼンテーション)

第8条 上記で提出された提案書等の内容について、一次審査を通過した上位3者程度の事業者はプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの日程については別添4を参照とし、詳細については参加事業者
にのみ別途通知する。

(2) プレゼンターは、契約開始後に担当する主担当者が行うこととし、その補助説明者は
2名まで同席可能とする。

(留意事項)

第9条 事業者は、以下の点に留意すること。

(1) 事業者選定要綱の承諾

事業者は、第1条に関する書類の提出をもって、本要綱の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

提出に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(3) 提出書類の扱い

事業者の提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。なお、公立甲賀病院が必要と認めるときは、事業者の承諾を得て提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

(4) 公立甲賀病院からの提示資料の取り扱い

公立甲賀病院からの提示資料がある場合、提出に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。但し、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(6) 使用言語等

提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(7) 結果の通知及び公表

一次審査結果及び、二次審査結果については、各事業者
に文書で通知するものとする。

(8) 本事業への参加資格が認められなかった事業者に対する理由の説明

- ① 入札参加資格が認められなかった事業者は、その理由について、公立甲賀病院院長に対して説明を求めることができる。
- ② ①の説明を求める場合には、その旨を記入した書面を令和6年6月24日(月)から6月27日(木)17時迄の間に、管財課まで持参により提出するものとする。なお、郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- ③ ①の説明を求めた事業者に対する回答は、令和6年7月3日(水)以降に書面により行う。

(9) プロポーザルの無効

プロポーザルを実施した結果、公立甲賀病院が予め定める最低基準を全ての事業者がクリアできなかった場合、プロポーザルは無効となることがある。

以上